一時保護委託者の登録等の基準に関する条例案及び規則案の概要

１　概要

令和７年に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第 29 号）により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）が改正されました。

児童相談所の一時保護施設においては、設備及び運営に関する基準が存在する一方、一時保護委託先については、制度上特段の基準等が設けられておりませんでした。

このことを踏まえ、一時保護委託先についても、客観的に質を担保できる仕組みとするため、今回の法改正により、一時保護委託者の登録制度が創設され、児童養護施設等を除き、あらかじめ都道府県知事の登録を受けた者に対してのみ一時保護を委託できることとされました。

一時保護委託者の登録等の基準については、国が定めた基準に従い、都道府県の条例で定めることとされております。これを受け、静岡県では、次の条例を制定します。

【制定する条例】※括弧内は制定の基準となる内閣府令

〇一時保護委託者の登録等の基準に関する条例（仮称）

（一時保護委託者の登録等に関する基準（令和８年内閣府令第 16 号））

なお、条例では、趣旨及び基本方針等について定めることとし、具体的な基準内容は、条例から委任された規則において定めることとします。

２　条例で定める基準の種別

条例は、制定の基準となる内閣府令を基に、基準事項ごとに定められた以下の基準種別に従って定めることとされています。

基準種別	基準の性格
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

３　条例・規則の制定方針

内閣府令に定められる国の基準の内容については、児童の適切な処遇確保等の観点からも妥当な内容であり、本県においてこれと異なる基準を定める特殊な事情はないことから、今回制定する条例等には、内閣府令と同内容の基準を定めることとします。

○登録一時保護委託者の登録等に関する基準の主な内容と県基準の考え方
（従うべき基準：従、参酌すべき基準：参）

区分	内閣府令の基準の主な内容	基準種別	県基準の考え方
最低基準の目的等	・条例で定める基準は、入所児童が、明るくて、衛生的な環境において、安全な生活を送ることを保障する。	参	府令どおり
登録一時保護委託者の一般原則	・入所児童の権利に十分配慮するほか、児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。 ・一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	参	〃
児童の権利の制限	・正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。	従	〃
児童の行動の制限	・施錠等により児童の行動を制限してはならない。	従	〃
虐待等の禁止	・入所中の児童に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	〃
児童対象性暴力等の防止	・児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他必要な措置を講じなければならない。	従	〃
非常災害対策	・非常災害に必要な設備を設けるほか、非常災害に対する具体的計画を立て、訓練等に努めなければならない。	参	〃
自動車を運行する場合の所在の確認	・児童の移動のために自動車を運行するときは、点呼等児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。	従	〃
児童の権利擁護	・入所児童の意見又は意向を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。	従	〃
児童の所持品等	・合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。	参	〃
設備の基準	・児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けなければならない。 ・児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えなければならない。	従	〃
	・児童の保健衛生及び児童に対する危害防止に十分な考慮を払った構造設備としなければならない。	参	〃
登録一時保護委託者における職員の一般的要件	・児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう体制を整備しなければならない。	従	〃
夜間の職員配置	・夜間、少なくとも職員1人以上を置く体制を整備しなければならない。	参	〃
他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	・他の社会福祉施設と併せて設置するときは、当該施設の設備及び職員に兼ねることができる。	参	〃
	・上記は、入所児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。	従	〃

区分	内閣府令の基準の主な内容	基準種別	県基準の考え方
衛生管理等	・入所児童の使用する設備等については、衛生上必要な措置を講じなければならない。 ・感染症又は食中毒の発生防止等に努めなければならない。 ・入所児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。	参	府令どおり
食事	・入所児童に食事を提供するときは、栄養及び入所児童の身体的状況を考慮したものでなければならない。	従	〃
入所した児童及び職員の健康状態の把握等	・児童相談所長は、入所児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。	参	〃
養護	・養護は、児童の安定した生活環境の整備、心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。	参	〃
生活支援、教育及び親子関係再構築支援等	・生活支援は、児童の基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならない。 ・教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。	参	〃
	・学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境等を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。	従	〃
登録一時保護委託者内部の規程	・入所児童の支援に関する事項、その他施設の管理についての重要事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。	参	〃
登録一時保護委託者における記録	・入所児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しておかなければならない。	参	〃
秘密保持等	・職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	従	〃
苦情への対応	・知事は、入所児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	参	〃
電磁的記録	・記録等については、書面に代えて、電磁的記録により行うことができる。	参	〃

４　施行期日

令和９年４月１日